

県立図書館の再整備に向けた 基本的な考え方



平成 28 年 10 月
神奈川県教育委員会

※ 本文中、末尾に「(※数字)」を付した用語については、巻末の〈用語解説〉を参照してください。

目次

I 都道府県立図書館の役割

1 図書館の法的な位置付け	1
2 都道府県立図書館の役割	1
3 神奈川県立の図書館	2

II 県立図書館の現状と課題

1 県立図書館の沿革	3
2 県立図書館の再整備の経緯	3
3 県立図書館の取組状況	4
4 施設・収蔵・利用等の現状と課題	4

III 県立図書館の再整備に向けた基本的な考え方

1 目指すべき県立図書館像	7
2 目指すべき県立図書館像を踏まえた機能	7

IV 県立図書館の再整備の方向性

1 再整備を行う場所	13
2 再整備の方向性	13
3 新棟の整備プラン	14
4 整備スケジュール等	16

<用語解説>	17
--------	----

<参考資料>	22
--------	----

1 「神奈川県立図書館新棟整備予備調査委託」調査結果報告書の概要	23
2 川崎図書館の現状と課題	25
3 法律・告示	30

I 都道府県立図書館の役割

1 図書館の法的な位置付け

- ・ 図書館は、図書館法(※1)第2条第1項において「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション(※2)等に資することを目的とする施設で地方公共団体(略)が設置する」と規定されている。
- ・ 地方公共団体は、教育基本法第12条において「図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置(略)その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない」と規定されている。

2 都道府県立図書館の役割

- ・ 「図書館の設置及び運営上の望ましい基準(平成24年12月19日文科省告示第172号)」は、図書館法(昭和二十五年法律第百十八号。以下「法」という。)第七条の二の規定に基づき、図書館の健全な発展に資することを目的として、国が示した基準である。

この基準は「第一 総則」、「第二 公立図書館」、「第三 私立図書館」の3つで構成されており、このうち「第一 総則」において、都道府県立図書館の設置及び運営について、次のとおり規定している。

<図書館の設置及び運営上の望ましい基準(抜粋)>

第一 総則

二 設置の基本

- 2 都道府県は、都道府県立図書館の拡充に努め、住民に対して適切な図書館サービスを行うとともに、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等を行うものとする。

三 運営の基本

- 2 市町村立図書館は、知識基盤社会における知識・情報の重要性を踏まえ、資料(電磁的記録を含む。以下同じ。)や情報の提供等の利用者及び住民に対する直接的なサービスの実施や、読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点として、利用者及び住民の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した運営に努めるものとする。
- 3 都道府県立図書館は、前項に規定する事項に努めるほか、住民の需要を広域的かつ総合的に把握して、資料及び情報を体系的に収集、整理、保存及び提供すること等を通じて、市町村立図書館に対する円滑な図書館運営の確保のための援助に努めるとともに、当該都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めるものとする。

また、「第二 公立図書館」において、「一 市町村立図書館」に係る基準を都道府県立図書館に準用するとともに、「二 都道府県立図書館」において、都道府県立図書館の役割等について規定している。

なお、「第二 公立図書館」の本文は、巻末に「参考資料3」として記載した。

3 神奈川県立の図書館

- ・ 本県では、神奈川県立図書館条例第1条により、県立の図書館として、神奈川県立図書館（以下「県立図書館」という。横浜市西区紅葉ヶ丘9番地の2）と、神奈川県立川崎図書館（以下「川崎図書館」という。川崎市川崎区富士見2丁目1番4号）の2館を設置し、運営している。
- ・ これまで、県立図書館では社会・人文系、川崎図書館では技術・工学系を中心とした専門的な図書・資料を収集・提供するなど、それぞれの特色を打ち出し、専門的図書館としての役割を果たしてきた。
- ・ また、県内の市町村立図書館等との相互貸借システムの運用などにより、県内全体の図書館サービスの向上に取り組むとともに、市町村立図書館の司書への研修等により市町村立図書館の支援を行うなど、広域的図書館としての役割も果たしてきた。
- ・ 再整備後も、こうした県立の図書館の基本的な役割は変わらない。
- ・ この「県立図書館の再整備に向けた基本的な考え方」は、この2館のうち、県立図書館の再整備にかかる考え方を示したものであり、川崎図書館については、巻末に「参考資料2」として、現状等について記載した。



紅葉ヶ丘地区の概観

Ⅱ 県立図書館の現状と課題

1 県立図書館の沿革

昭和29年10月1日	神奈川県立図書館条例（旧条例）により設置
昭和29年11月10日	図書館（現本館）、音楽堂の一般利用を開始
昭和33年10月6日	川崎図書館の設置に伴い旧条例を廃止し、現行の神奈川県立図書館条例公布
昭和47年4月	文化資料館（※3）（現新館）開館
昭和55年4月1日	協力車（※4）巡回事業開始
平成2年4月24日	神奈川県図書館情報ネットワークシステム（KL-NET）（※5）一部稼動
平成3年4月16日	神奈川県図書館情報ネットワークシステム（KL-NET）（※5）本格稼動
平成5年10月	文化資料館を「図書館新館」とし、かながわ資料室等を開室
平成9～10年	閲覧室を社会・人文系を中心とした配架やレイアウトに変更
平成21年3月1日	隣接する旧紅葉ヶ丘高等職業技術校を収蔵庫として利用開始
平成24年3月1日	神奈川デジタルアーカイブ（※6）の提供開始
平成26年4月1日	生涯学習サポートコーナーを設置
平成27年4月14日	県立かながわ女性センター（※7）の図書資料受入（約8万5千冊）に伴い、新館1階・地下1階に「女性関連資料室1・2」（※8）を開設
平成27年10月1日	神奈川県行政資料アーカイブ（※9）の提供開始

2 県立図書館の再整備の経緯

- 平成24年10月に県がまとめた「神奈川県緊急財政対策」で示された県民利用施設の検討の方向性において、県立図書館は「市町村立図書館との役割分担を精査しながら、県立図書館の機能を純化し、効率化に向けて検討。」「具体的には、閲覧・貸出機能を廃止し、県内の公立図書館間の相互貸借システムの運営など広域的サービス等について、市町村図書館とも協議しながら、検討する。」方針とした。
- その後の検討を経て、平成26年2月に県がまとめた「緊急財政対策（※10）の取組結果ロードマップ」において、県立図書館は「収蔵スペースや展示機能の充実を図るため、建物の建替え・改修について検討」する方針とした。
- 平成27年度には「神奈川県立図書館新棟整備予備調査業務委託」（以下「予備調査」という）を実施し、収蔵庫の敷地へ県立図書館の新棟を整備することを想定し、民間資金を活用した整備手法（※11）等について調査した。
- 併せて、平成27年6月に「県立図書館の再整備に向けた検討会」を設置し、図書館の再整備（現本館、現新館を含む）に向けた検討を進めてきた。
- 平成28年6月に「県立図書館の再整備に向けた基本的な考え方（素案）」を公表し、7月にかけて県民意見募集（パブリック・コメント）や県民との意見交換会を実施した。

3 県立図書館の取組状況

(数値は平成 27 年度)

項 目		取組状況等
取組み・特色		<ul style="list-style-type: none"> ・社会・人文系を中心に専門的な資料の収集・提供 ・神奈川資料や行政資料の収集・提供 ・県内の市町村立図書館等が相互に図書・資料を貸借できるシステムの運営 ・神奈川資料や行政資料をデジタル化してホームページから提供 ・様々な利用者ニーズに対応できるレファレンスサービス(※12)の実施 ・市町村立図書館の司書の育成・支援
所蔵状況	図書資料	社会・人文系の専門的図書が中心 (918,796 冊)
	雑誌 新聞 (タイトル数)	<ul style="list-style-type: none"> ・法律・経済関連分野を中心に学術的・専門的資料 8,309 誌 (大学紀要、金融機関の経済月報等) ※うち 3,268 誌を継続収集。購入 382 誌、寄贈 2,886 誌
	視聴覚資料	<ul style="list-style-type: none"> ・映像資料 13,124 点 (映画、神奈川ニュース等の 16mm フィルム等) ・音響資料 94,437 点 (クラシック音楽・ジャズのレコード等) ・楽 譜 3,476 冊 (クラシック音楽等) 合計 111,037 点
広報・普及活動事業	刊行物	かながわ資料ニュースレター、郷土神奈川、県立図書館紀要等
	公開講座等	県民公開講座、資料紹介講座等 50 講座、2,035 人参加
図書館間協力事業		<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県図書館情報ネットワークシステム (K L - N E T) (※5) の推進 ・市町村立図書館職員研修 ・県内雑誌・新聞総合目録(※13)整備と雑誌の共同保存 ・神奈川県関係文献情報ファイル(※14)整備 ・県立の図書館と県立高等学校による連携協力事業(※15) ・神奈川県図書館協会加盟
生涯学習サポート事業		生涯学習情報の発信、交流事業 (P L A N E T かながわ(※16)による情報提供、生涯学習指導者研修、高校生ボランティアセンターの運営支援)

4 施設・収蔵・利用等の現状と課題

(1) 施設の現状と課題

- ・ 県立図書館は昭和 29 年の開館後、大規模な改修を行っていないため、施設・設備の老朽化が進み、バリアフリー対策についても十分とは言えない。
- ・ また、蔵書の増加に伴い、館内のレイアウトを繰り返し変更したため、利用者の動線が複雑化したり、閲覧スペースが分散するなど、利用者にとって使いやすい施設とは言えなくなっており、こうした課題に対応する必要がある。

<建物の現状>

(平成 28 年 3 月末現在)

施設名	建築年度	築年数	構造	階数	延床面積(m ²)	
本館	S29(1954)	61	RC	地上 2 地下 1	3,015.62	
新館	S47(1972)	43	SRC	地上 4 地下 3	9,114.64	
収蔵庫	本館	S39(1964)	51	RC	地上 4	1,323.72
	実習棟	S63(1988)	27	RC	地上 3	1,741.57

* 構造欄の RC とは、鉄筋コンクリート造りを表す。SRC とは鉄骨鉄筋コンクリート造りを表す。

(2) 収蔵の現状と課題

- ・ 県立図書館の蔵書は、毎年約2万冊ずつ増加している。川崎図書館の蔵書の毎年の増加分も含めると、今後更なる増加が見込まれる。その場合、現収蔵庫を最大限に活用しても収蔵余力は約10年分と見込まれることから、将来の収蔵スペース確保に向け、今のうちから対策を講じていく必要がある。

<収蔵冊数・収蔵スペースの現状>

(平成28年3月末現在)

施設名	所蔵冊数(万冊)		計	収蔵可能 冊数(万冊)	収蔵余力 冊数(万冊)
	図書	雑誌等			
本館	48	0	48	48	0
新館	43	42	85	86	1
収蔵庫	1	2	3	34	31
合計	92	44	136	168	32

* 雑誌等は、所蔵冊数の統計がないため、書架に占める雑誌等の幅を一般的な図書の厚さに置き換えた概数で示している。

* 雑誌等には、雑誌及び視聴覚資料（CD、レコード、16ミリフィルム）を含む。

* 収蔵可能冊数は、標準書架構成で収蔵できる冊数である。

* 収蔵余力冊数は、収蔵可能冊数から現収蔵冊数を除いた冊数である。

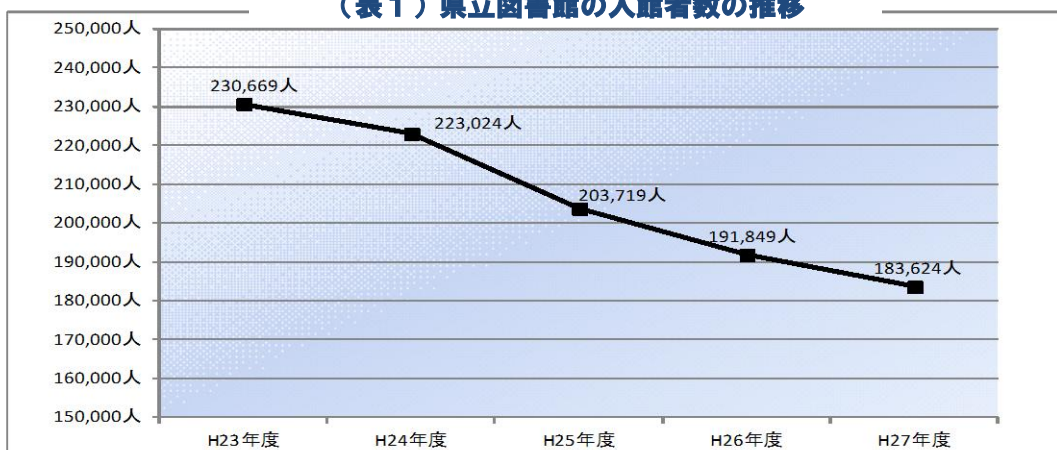
* 収蔵庫の収蔵可能冊数は、新たに書架を設置した場合の想定冊数である。

(3) 利用の現状と課題

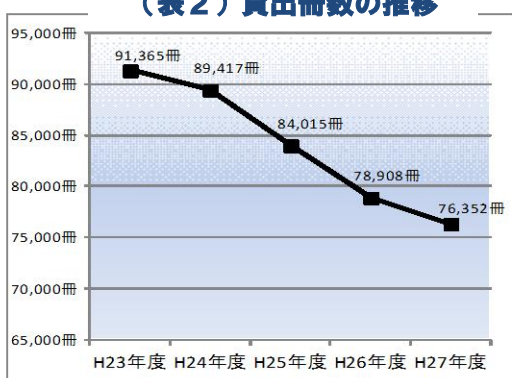
- ・ 過去5カ年の利用状況の推移を見ると、入館者数（表1）は、平成23年度から平成27年度までに約20%減少している。これに伴い、来館者に提供するサービスである、貸出冊数（表2）と、レファレンス件数（表3）も減少している。
- ・ こうした入館者数の減少は、全国の都道府県立図書館における過去5年間の入館者数の推移においても同様の傾向が見られ、とりわけ近隣都県において減少率が高くなっている（表5）。
- ・ 入館者数の減少の大きな要因としては、インターネットの普及等により、来館して資料検索する必要性が低下したことが考えられる。
- ・ また、県内図書館相互の協力貸出冊数（表4）が増加していることから、蔵書目録検索サービス（OPAC）（※17）や神奈川県図書館情報ネットワークシステム（KLENET）（※5）を利用して、県立図書館に来館しなくても図書を受け取ることができる環境が整ったことも、入館者数が減少した要因の一つと考えられる。
- ・ 一方で、国の調査では、生涯学習で「自分の人生がより豊かになっている」と思う人の割合が、他の世代と比べて70代以上で最も高くなる（「教育・生涯学習に関する世論調査」内閣府・平成28年2月）とともに、「身につけた知識等を仕事や地域活動で活用したい」と思う人の割合が70代以上の世代でも6割を超える（「生涯学習に関する世論調査」（内閣府・平成24年7月）など、高齢者は生涯学習や社会貢献に関する意識が高い、という傾向がみられる。
- ・ このため、高齢化社会にあって、学びを通して社会参加や自己実現を応援するという図書館の役割が大きくなっており、人が訪れる魅力ある場としての機能や、本を介して人と人とが交流する場としての機能も考えていく必要がある。
- ・ さらに、県立図書館が所在する紅葉ヶ丘地区が、文化芸術の発信拠点である県立音楽堂と県立青少年センターとが立地する、県の文化行政の核となるエリアであることから、県立図書館では、これら2施設と連携し、図書館としての魅力を高めていく必要がある。

<利用状況データ>

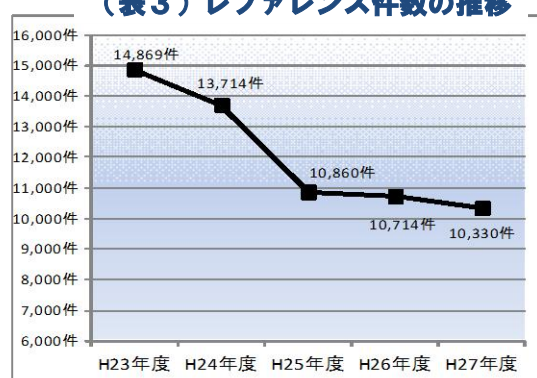
(表1) 県立図書館の入館者数の推移



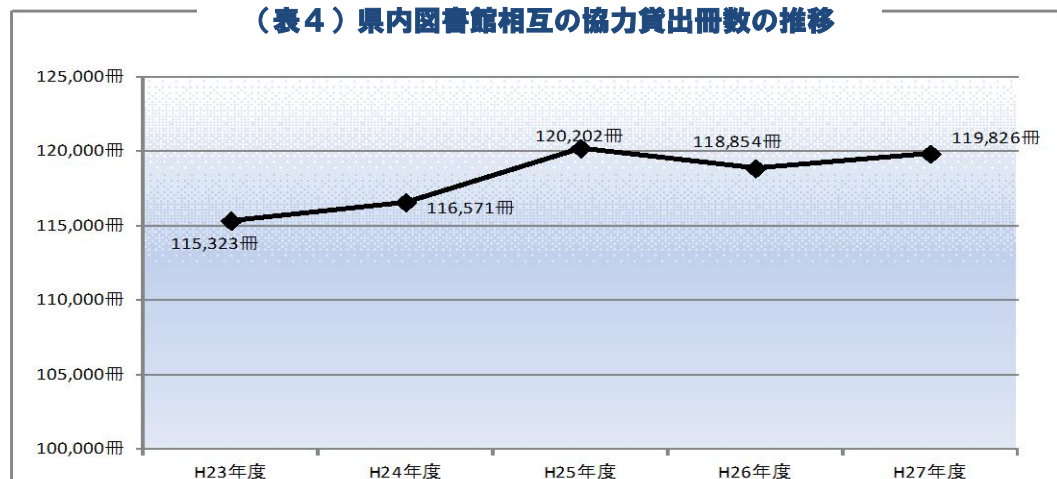
(表2) 貸出冊数の推移



(表3) レファレンス件数の推移



(表4) 県内図書館相互の協力貸出冊数の推移



(表5) 全国及び近隣都県の都道府県立図書館における過去5年間の入館者数の推移

対象都道府県	平成23年度	平成27年度	減少率
全都道府県	18,473,507人	17,625,211人	4.6%減
近隣都県※	2,771,659人	2,283,844人	17.6%減

※ 東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県の一都六県

(出典：日本図書館協会発行「図書館雑誌」2012.8及び2016.8「都道府県立図書館の統計」より)

Ⅲ 県立図書館の再整備に向けた基本的な考え方

1 目指すべき県立図書館像

「Ⅰ 都道府県立図書館の役割」及び「Ⅱ 県立図書館の現状と課題」を踏まえ、「目指すべき県立図書館像」を、次のとおりとする。

< 基本とする県立図書館像 >

- ・ 専門的な図書・資料の収集・提供や利用者の課題解決を行う 「専門的図書館」
- ・ 県内の図書館との相互貸借や市町村立図書館への支援を行う 「広域的図書館」

< 新たに付加する県立図書館像 >

- ・ 本を介して人と人が交流し、学びを支援する 「価値を創造する図書館」
- ・ 建物の魅力を活かした、人を惹きつけ、人が訪れる 「魅せる図書館」

2 目指すべき県立図書館像を踏まえた機能

(1) 「専門的図書館」としての機能

県立図書館では、これまで、「社会・人文系リサーチ・ライブラリー」(※18)として、県民の調査・研究を支えるため、社会・人文系を中心とした専門的な資料や、県域全般を対象とした地域情報・資料を体系的・系統的に収集した「神奈川資料」等を重点的に収集・提供してきた。

また、司書を対象とした研修を行うとともに、県立図書館ではカバーすることが難しい分野に関する専門的な資料については、県立の博物館・美術館等の蔵書を活用できるよう、各館の司書等との連携を図るなど、利用者の課題解決へ向けたレファレンスサービス(※12)を行ってきた。

再整備後も、こうした機能の充実を図り、神奈川らしい専門性と個性を併せ持った県民の調査・研究を支える機能を果たしていく。

ア 社会・人文系の専門的な資料の整備

- ・ これまで、県立図書館では「神奈川県立図書館資料収集要綱」及び「資料選定基準」に基づき、川崎図書館や県内市町村立図書館との役割分担を踏まえた、調査研究に資する社会・人文系を中心とした専門的な資料を収集・提供してきた。
- ・ 今後もこうした方針を継続し、これまで継続的に収集してきた法律関係資料や全国自治体史をはじめ、平成26年度に県立かながわ女性センター(※7)から受け入れた女性関連資料など、社会・人文系を中心とした資料の充実を図る。



「解体新書」などの貴重書



「山川菊栄文庫」などの女性関連資料

イ 神奈川資料の重点的な収集・提供

- ・ 県立図書館は、県内全体を対象とした地域情報・資料を体系的・系統的に収集しているほか、特別コレクション「二宮尊徳・報徳思想関係資料」をはじめ、特定のテーマの資料を数多く収集してきた。
- ・ それらの資料について、解題目録(※19)の作成などコレクションとしての整備を進めるとともに、特定のテーマによる講座・展示を行う。
- ・ また、県立図書館では、神奈川県に関する新聞・雑誌の記事等を迅速かつ広範に調べることができるデータベース「神奈川県関係文献情報ファイル」(※14)を整備しており、データのさらなる充実を図る。
- ・ さらに、県内には数多くの郷土史研究団体が市町村立図書館や博物館等を拠点に活動を行っており、こうした郷土史研究団体と共同で神奈川資料に関する研修会や研究発表会を行うなど、積極的な連携に取り組む。

ウ 司書を対象とした人材育成プログラムの開発・実施

- ・ これまで、県立図書館の司書には、的確な判断により資料を選定すること、県立図書館独自の基準で分類すること、利用者の質問や相談に対応すること（レファレンス）などのスキルが求められてきた。
- ・ 今後はこうしたスキルに加え、蔵書の調査研究を行い、その内容に精通するとともに、司書それぞれが担当分野を持ち、その分野について豊富な情報と深い知識を身につけ、県民の求めに応じて、より専門的なレファレンスに対応することが求められる。
- ・ そこで、県立の博物館・美術館などの関係機関とも連携して、司書の能力開発や人材育成プログラムを開発し、より専門性の高い司書の育成を図る。

エ 多様な県立施設等との連携

- ・ 県立図書館では、レファレンスサービス(※12)において幅広い専門性が求められていることから、これまでも、県立の博物館・美術館、試験・研究機関の図書館（資料室）等の司書等と連携し、蔵書検索や相談を行ってきた。
- ・ 今後は、こうした連携をさらに密にして、検索・相談業務の充実を図り、幅広い分野での課題解決に資する専門性を高めていく。

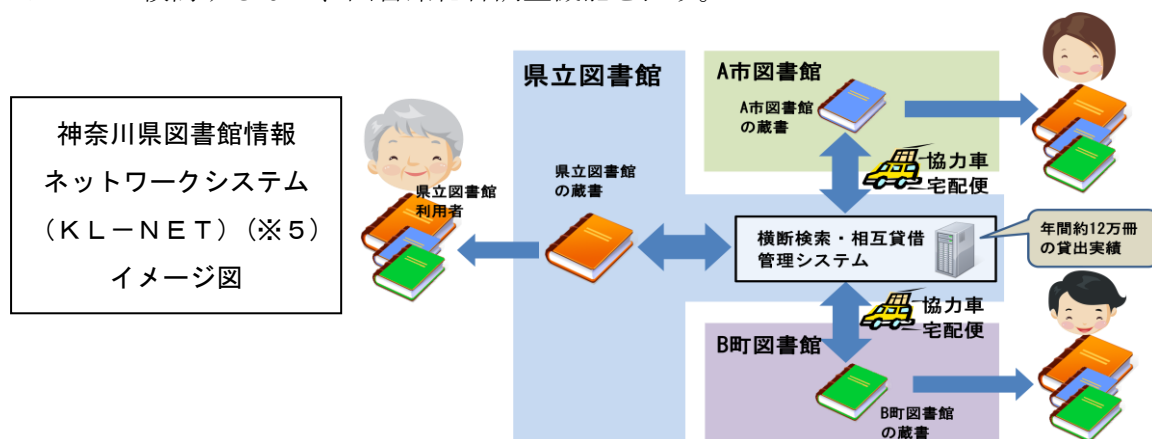
(2) 「広域的図書館」としての機能

県立図書館では、県立図書館の資源を活かした県内全体の高度な図書館サービスを実現するため、神奈川県図書館情報ネットワークシステム（KL-NET）(※5)や、相互貸借・資料搬送システムの運用、人材育成を通じた県内図書館への支援などに取り組んできたが、今後も、こうした取組みを継続し、県内図書館のサービス向上を図っていく。

ア 県内図書館のネットワーク拠点

- ・ 県立図書館は、県内の図書館全体の連携協力の要となる立場から、これまでも神奈川県図書館情報ネットワークシステム（KL-NET）(※5)による情報ネットワークの維持管理や、市町村立図書館や大学図書館等との相互貸借など、全国に先駆けた活動を行ってきた。

- ・ 県内には、政令市、中核市、その他の市町村と多様な規模の自治体があることに加え、指定管理者制度や民間委託を導入している図書館が増加している。
- ・ そこで、今後も相互貸借サービスの運用において、協力車(※4)の巡回時に行う市町村立図書館等への助言・相談を継続するなど、県内図書館サービスの向上に取り組み、広域的図書館としての役割を果たしていく。
- ・ さらに、蔵書検索システムの安定的な運用や、市町村立図書館間の資料の分担保存について検討するなど、図書館総合調整機能を担う。



イ 人材育成を通じた県内図書館への支援

- ・ これまで、県立図書館では、県内全体で質の高い図書館サービスの提供を実現するため、市町村立図書館の司書への研修を行ってきた。
- ・ 今後は、県立の博物館・美術館などの関係機関とも連携し、能力開発や人材育成支援について、これまで以上に積極的に取り組む。



市町村立図書館職員への研修の様子

ウ 学校教育等への支援

- ・ これまで、県立図書館では、「県内高等学校図書館相互貸借管理システム」の構築・運用などにより、生徒の学習活動や教員の教育・研究活動を支援するとともに、学校司書への研修を行うなど、「県立の図書館と県立高等学校による連携協力事業」(※15)として、学校教育への支援に取り組んできた。
- ・ 今後も、こうした取組みを継続するとともに、学校司書からの要望を研修内容に反映させるなど、支援の充実を図る。
- ・ また、行政が抱える産業や福祉などに関する地域課題の解決への支援も、県立図書館の重要な役割であり、今後も、資料や情報の提供などの支援を行う。

(3) 「価値を創造する図書館」としての機能

近年はインターネットの発達等を背景に、知りたい情報だけを調べる傾向が強くなっており、資料や人とのつながりを広げる機会が少なくなっている。

一方、図書館では、来館することにより様々な資料や情報を入手できるため、一つの資料からさらに有益な情報が得られたり、共通の関心を持つ人々とのつながりも得られるなど、資料や人とのつながりを広げることができる。

そこで、訪れた県民の方々が、知的な豊かさを得て、社会参加や自己実現に結びつけていくきっかけとなるよう、図書館の専門性や広域性を活かして本や人との出会いの機会を提供し、県民のさらなる学びにつなげていくことを支援する機能を備えていく。

ア 本を介して人と人との出会い、学びあう機能

- ・ 県立図書館に集まり、専門的図書を紹介して生涯学習や調査研究に取り組む人と人が出会い、議論し、触発し合うことで、これまで気付かなかった新たな価値に気づき、これまでにない価値を生み出せるよう、ミーティングや対話のできる交流の場を備えていく。

イ 講座等を通じて専門家と出会い、学びを深める機能

- ・ 日ごろ接する機会がない、原作者や各界の専門家などと直接出会い、対話を通じて新たな発見を行い、学びを深められる講座などを行っていく。

ウ 県の文化行政の核となる紅葉ヶ丘地区の価値創造支援機能

- ・ 県立図書館が所在する紅葉ヶ丘地区は、知の拠点である県立図書館に加え、文化芸術の発信拠点である県立音楽堂と県立青少年センターとが立地し、県の文化行政の核となっていることから、三つの施設の相互協力により、コンサートやミュージカル公演にあわせた図書の企画展や講座などを行っていく。

エ 生涯学習の拠点としての機能

- ・ 県立図書館では、ホームページ「PLANETかながわ」(※16)による生涯学習情報の提供や、県民の学習相談への対応などにより、県民の主体的な学習活動や様々な学習機会を提供する機関の活動を支援することを通じて、県民の生涯学習の一層の充実を図ってきた。
- ・ こうした生涯学習情報の提供機能を、今後も果たしていくとともに、利用者が個人の学習にとどまらず、自由に議論することで学習効果を高めるような仕組みや、集いの場など、利用者同士の交流を促進する新たな機能も付加する。



現在の生涯学習サポートコーナーの様子

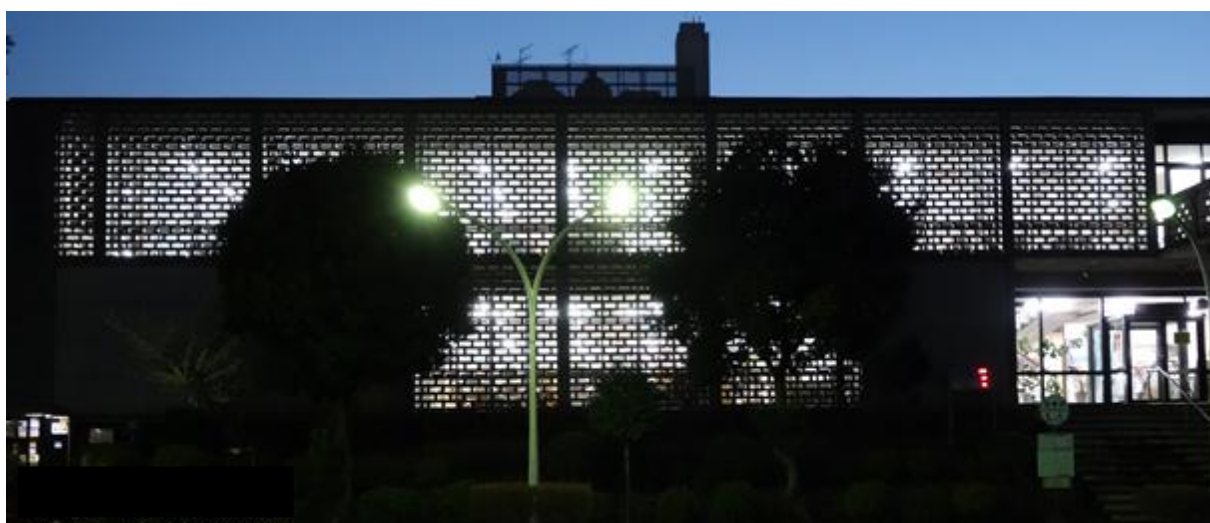
(4) 「魅せる図書館」としての機能

各世代の県民に訪れていただき、生涯にわたる学びの場として活用いただくには、まず、多くの方々が県立図書館を訪れ、親しみ、また来たいと思える場としていく必要がある。

そこで、県立図書館ならではの特色ある建物や蔵書等を活かして、人を惹きつけ、人が訪れる、魅力ある図書館としての機能を備えていく。

ア モダニズム建築の代表作・本館の魅力を活用した機能

- ・ 本館は、世界遺産に登録された建築群の設計者、ル・コルビュジエに師事し、日本のモダニズム建築をリードした、前川國男氏が設計した貴重な資産である。
- ・ 外壁には厚い耐震壁を使わず、大型のガラス・サッシ、穴あきレンガなどを用いた明るく、開放感、透明感のある空間が特徴である。
- ・ 今後、こうした建物の魅力を最大限に活用することにより、多くの方々を惹きつける場にしていく。



ホローブリック（穴あきレンガ）のシルエットが特徴的な現本館の夜景

イ 貴重な蔵書や記録フィルムの活用機能

- ・ 県立図書館には、18世紀に翻訳された「解体新書」の初版本や「二宮尊徳・報徳思想関係資料」、県民の暮らしや歩みを伝える16ミリフィルムなどの貴重な図書・資料が数多くある。
- ・ 今後、本館の開放感のある空間に、カフェなどを整えながら、これらの資料を活用した、魅力的な展示や上映会を行い、多くの方々が繰り返し訪れる場を作っていく。



幕末明治初期の風俗や宿場を描いた浮世絵

(5) 基本的な図書館サービスの機能等

快適に利用できる貸出・閲覧機能や、図書・資料の保存機能は、「基本的な図書館サービスの機能」であり、「目指すべき図書館像」として前述した4つの機能を実現する上で前提となる重要な機能であることから、今後も、機能の充実やサービスの向上を図っていく。

ア 利用者が快適に利用できる閲覧・貸出機能

- ・ 図書館の魅力を高めるためには、利用者がくつろげる空間も必要であることから、利用者が本を読みながら飲物や会話を楽しめるような「くつろぎスペース（飲食スペース）」を設置する。
- ・ また、利用者がゆったりと閲覧できるよう、今よりも閲覧席一つひとつの面積にゆとりを持たせた閲覧スペースを設置する。
- ・ さらに、閲覧・貸出といった基本的な図書館サービスにおいて、分かりやすいレイアウトや動線を確保することは、利用者が快適に図書館を利用するために必要な基本的機能であることから、可能な限り閲覧スペースを集約化することにより、複雑な動線の解消を図る。

イ これまで集積してきた貴重な資料群を未来につなぐ保存機能

- ・ 県立図書館は、開館以来これまで、主に調査研究に資する資料を収集してきた。これら貴重な資料群を未来へ向けて保存していくことは、図書館の基本的な機能として必要である。
- ・ 現在の収蔵状況を考慮すると、将来に備えて大幅な収蔵余力の確保が必要であることから、再整備により新たな収蔵スペースを確保するとともに、保存にあたっては、県内図書館との役割分担について検討を行い、効率的な運用を図る。

ウ 新たな図書館サービスの検討

- ・ これまで、県立図書館では、障害者への合理的配慮や地域格差の解消の観点から、通常の閲覧・貸出サービスに加え、郵送貸出・郵送複写等の非来館型サービス(※20)を行ってきた。
- ・ 今後は、こうしたサービスに加え、電子書籍の導入や、インターネットを活用したデジタル資料の公開など、新たな非来館型サービスについても検討する。
- ・ また、レファレンスサービス(※12)は、これまでは利用者の求めに応じた対応が中心であったが、今後は、レファレンス・ニーズの予測や、レファレンス成果の発信についても、積極的に行う。

Ⅳ 県立図書館の再整備の方向性

「Ⅱ－４ 施設・収蔵・利用等の現状と課題」及び「Ⅲ－１ 目指すべき県立図書館像」を踏まえ、再整備の方向性を次のとおりとする。

1 再整備を行う場所

県立図書館の再整備を行う場所については、次の３点を考慮し、現在の「紅葉ヶ丘地区が適地」と判断した。

- ① 紅葉ヶ丘地区は「知の拠点」としての図書館に加え、文化芸術の発信拠点である音楽堂と青少年センターが立地し、県の文化行政の核となるエリアであること
- ② 県内全体の図書館サービスを支える中核施設としての役割から、交通の利便性を考慮すべきであること
- ③ 経済性・効率性の観点から、既存施設の活用が有効であること

2 再整備の方向性

「専門的図書館」、「広域的図書館」としての機能は、３棟全体で担いつつ、新たに「価値を創造する図書館」、「魅せる図書館」としての機能を、次のとおり付加する。

(1) 図書館新棟

- 「価値を創造する図書館」として新棟を整備
 - ・本を介して利用者同士の交流を促進する「交流スペース」
 - ・飲物や会話を楽しみながら読書を楽しめる「くつろぎスペース」
 - ・利用者が快適に利用できる「ゆったりとした閲覧スペース」
 - ・分散していた閲覧スペースを集約化し、複雑な動線を解消

(2) 現本館

- 「魅せる図書館」として改修
 - ・前川國男氏が設計したモダニズム建築の魅力を活かし、開放感のある吹抜け空間を活用
 - ・所蔵する記録フィルムの放映や、貴重な資料や蔵書の展示を行うスペースを整備
 - ※ 閉架書庫等は収蔵庫として継続使用

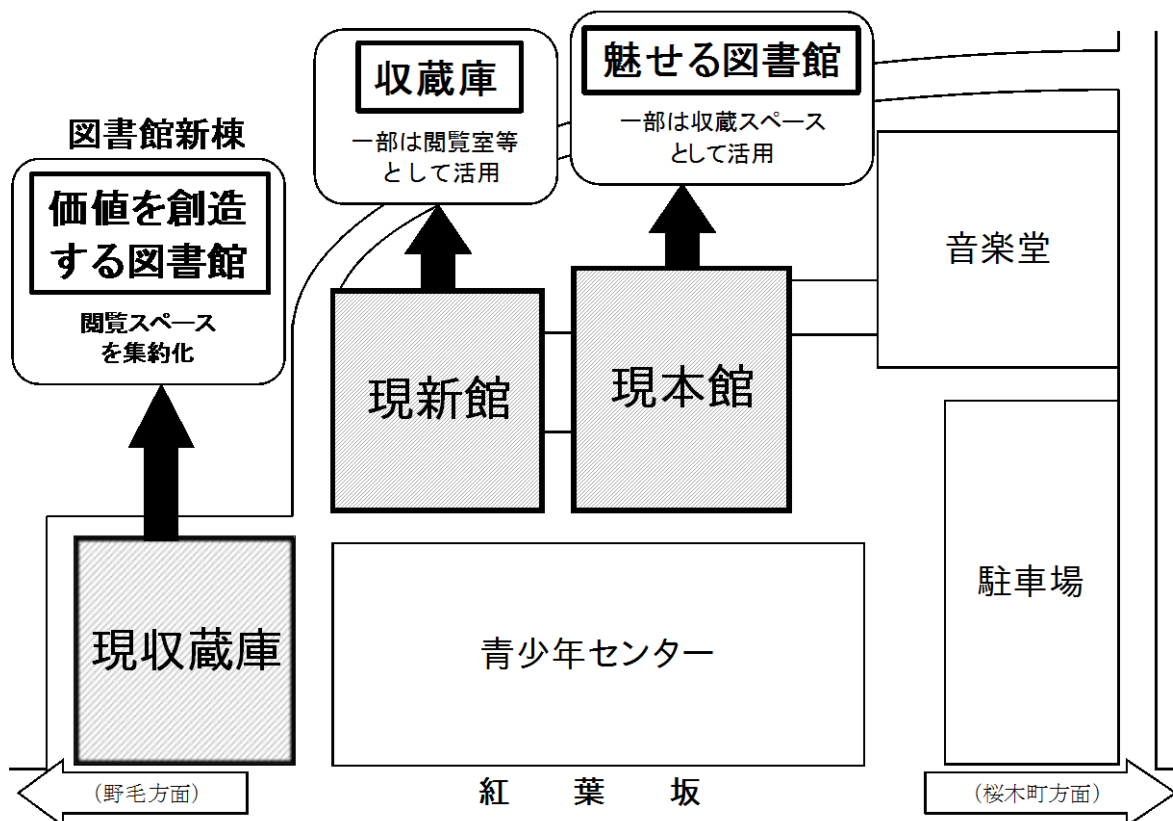
(3) 現新館

- 「収蔵庫」として改修し、収蔵スペース不足を解消
 - ・概ね 20～30 年分の蔵書増加に対応できる収蔵スペースを確保
 - ※ フロアの一部は、閲覧スペース及び事務スペースとしての使用を想定

※ 各工事にあたっては、バリアフリー化に対応する。

※ 工事期間中の図書・資料の保管については、外部での一時収蔵を想定する。

< 県立図書館各館配置図と再整備後の構想 >



3 新棟の整備プラン

(1) 敷地状況及び想定する建物規模

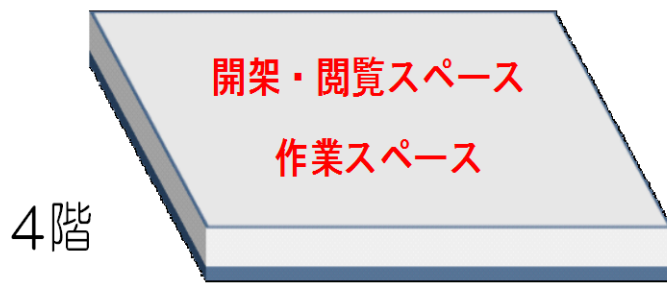
所在地	横浜市西区紅葉ヶ丘 43 番地、44 番地				
敷地面積	1,889.38m ²				
都市計画	用途地域：第2種住居地域、建蔽率：70% (角地緩和適用)、容積率：200%				
建築面積	1,290.00m ²	延床面積	3,720.00 m ²	構造	地上4階建

※ 整備可能な最大規模の建物を想定（「神奈川県立図書館新棟整備予備調査」結果より）

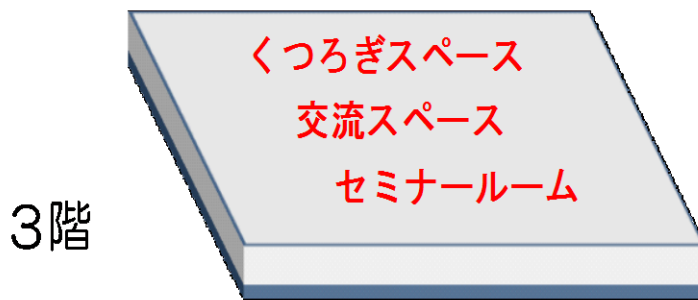
(2) 想定する収蔵図書等

図書の分野	現本館及び現新館に所蔵している資料（45万冊程度）
-------	---------------------------

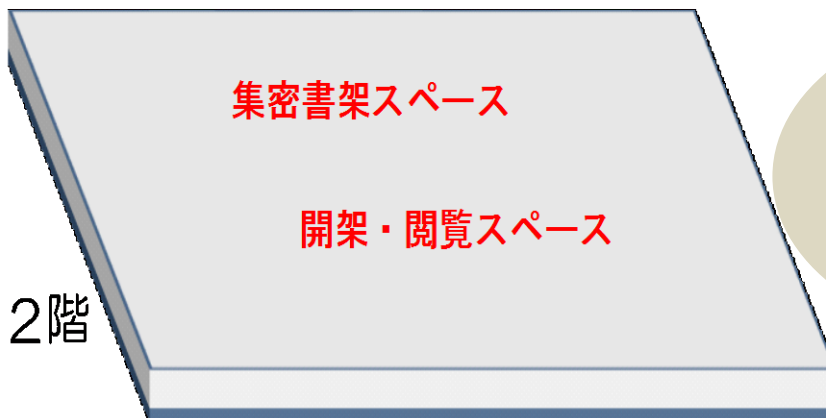
(3) 想定する各階での配置



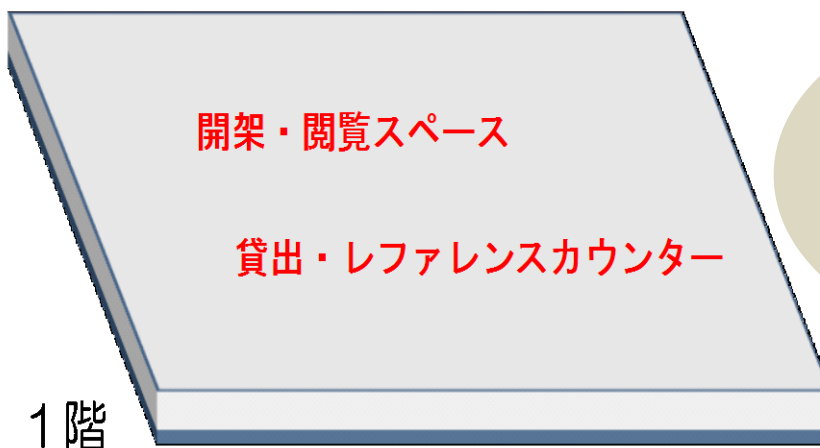
- ゆったりとした閲覧スペース
- 製本・図書修理のための作業スペース



- 飲食も可能なくつろぎスペース
- 生涯学習情報の提供
- 利用者が交流できるスペース
- 講演やイベントが開催できるセミナールーム



- ゆったりとした閲覧スペース
- ブラウジング(※21)できる開架集密書架(※22)



- ゆったりとした閲覧スペース
- カウンターの集約化

4 整備スケジュール等

整備にあたっては、県民サービスの低下を招かないよう、開館しながらの工事実施を基本とし、新棟、現新館、現本館について平成 29 年度以降、所要の庁内調整を経て、順次整備を行う。整備期間としては、概ね 7 年程度を予定している。

なお、整備手法については、図書館の新棟整備にかかる予備調査では「PFI方式(※23)を導入する意義は十分にあるものと考えられる」との結果を得たが、PFI方式と直営方式のいずれにするかについて、現新館や現本館も含めた図書館全体の整備・運営の観点から比較検討を行い、早期に結論を出す。



現本館の開放感のある吹抜けの構造

< 用語解説 >

1 図書館法

公立図書館、私立図書館に関する法律。

昭和 25 年、社会教育法の問題に基き、図書館の設置及び運営について制定したもの。

最終改正は平成 23 年。第 7 条の 2 では、文部科学大臣が図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとしている。

2 レクリエーション

図書館法第 2 条第 1 項のレクリエーションとは、図書館法第 3 条（図書館奉仕）に規定された「美術品、レコード及びフィルムの収集」及び「鑑賞会、映写会を主催」することと解釈されている。（西崎恵『図書館法』日本図書館協会 昭和 45 年）

3 文化資料館

歴史的価値のある文書・記録・行政資料その他必要な資料を収集、整理、保存して県民の利用に供することを目的に、昭和 47 年に県立図書館（現本館）に隣接して設置された資料館。

平成 5 年に公文書館が開館するとともにその役割を終えて閉館した。現在、この建物は、県立図書館新館として利用されている。

4 協力車

司書 1 名が同乗して、県内図書館を巡回する県立図書館の車両。司書は①業務の相談・助言、②情報の収集・提供、③レファレンスの受付・回答、④資料の相互貸借を行う。

5 神奈川県図書館情報ネットワークシステム（KL-NET）

県立図書館、川崎図書館の所蔵データを一元化し、そのデータベースを県内市町村図書館等とインターネットにより共有したネットワークシステム。

利用者サービスの高度化や図書館業務処理の効率化を図るために平成 3 年 4 月から本格稼働。市町村立図書館から県立の図書館への所蔵資料の貸出し予約をはじめ、市町村立図書館間の相互貸借などが可能となっている。

平成 17 年度からは、利用者が自宅のパソコンや携帯電話から貸出予約できるサービスや県内公共図書館等の所蔵状況を一括検索する横断検索が可能となり、より利用しやすいサービスとなっている。

なお、ネットワークの物流面として、各市町村（複数館ある場合は、代表館）へ 2 週間に 1 回協力車を運行するほか、宅配便の利用により、協力車・宅配便を合わせて最低週 1 便の物流を確保している。

6 神奈川デジタルアーカイブ

県立図書館、公文書館の 2 館の特徴的な資料をデジタル化して保存したもの。

県立図書館のホームページで公開している。

（例）神奈川県会・参事会資料、神奈川の古地図・絵図、郡役所文書、幕末維新資料

7 県立かながわ女性センター

昭和57年11月、県が藤沢市江ノ島に設置した、女性の自立と社会参加を促進するための施設で、当初の名称は「婦人総合センター」。平成 3年4月に「かながわ女性センター」に変更。平成 9年4月には、その設置目的を「女性の自立と社会参加を促進するための施設」から「女性の自立と男女のあらゆる分野への参画を促進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与するための施設」へと変更。

平成27年4月、藤沢市鵜沼石上（藤沢合同庁舎）に移転し、名称を「かながわ男女共同参画センター」（愛称：かなテラス）と変更。

8 女性関連資料室 1・2

県立かながわ女性センターの移転に伴い、平成27年4月に県立図書館の新館1階及び地下1階に開設された資料室。

同センター内の図書館から移管された「女性関連資料」（図書約8万5千冊及び雑誌495タイトル、視聴覚資料203件など）が収蔵されている。

9 神奈川県行政資料アーカイブ

これまで紙媒体で提供していた県の主要な行政刊行物のうち、県のホームページでも公表してきた統計書、年報等（行政資料）の電子ファイル、統計データ等をデジタル化して保存したもの。県立図書館のホームページで公開している。

10 緊急財政対策

平成24年10月、県が公表した財政対策。

「財源不足対策」と「中長期的展望のもとに今後の政策課題に着実に対応できる行政基盤を確立すること」を目的として、「県有施設の見直し」や「県単独補助金の見直し」等について、平成26年度までの取組みを明らかにしたもの。県は、その取組結果を、平成26年2月にロードマップとしてとりまとめた。

11 民間資金を活用した整備手法

民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備手法。

12 レファレンスサービス

図書館の基本的なサービスのひとつで、利用者の求めている資料や情報を探す援助をするもの。

質問を受けた司書は、相談者にさらに詳しい聞き取りをし、そこから引き出した様々なキーワードを元に資料や蔵書データベースを検索して、利用者が求めている資料や情報を探し出して提供する。

県立の図書館（県立図書館、川崎図書館）では、来館者へのサービスだけでなく、市町村立図書館からの専門性の高い相談に応じ、様々な助言を行っている。

13 県内雑誌・新聞総合目録

県内公共図書館で所蔵する雑誌・新聞のウェブ版総合目録。県立の図書館のホームページで公開している。県民の新聞・雑誌利用に対する利便性を高めるとともに、情報のネットワーク化の推進を図ることが目的。

14 神奈川県関係文献情報ファイル

県立の図書館（県立図書館、川崎図書館）が所蔵する新聞・雑誌・図書に含まれている、神奈川県に関する記事・文献を調べることができるデータベース。県立の図書館のホームページで公開しており、県内各地域の様々な情報を迅速かつ広範に検索できる。

15 県立の図書館と県立高等学校による連携協力事業

県立の図書館（県立図書館、川崎図書館）が所蔵する資料や情報の提供を通じて、県立高等学校の教育活動を支援する事業。

この事業により、生徒や教職員は、高校の図書室を窓口として、県立の図書館のサービス（資料の貸出、複写、レファレンス等）を利用することができ、また、高校の図書室間で資料の相互貸借をすることもできる。

16 PLANETかながわ

県内の生涯学習情報、大学公開講座情報や青少年ボランティア情報などの情報を提供するもの。県立図書館のホームページで公開している。

PLANETは、先導的に（Pilot）学習を（Learning）支援する（Assist）ネットワーク（NETwork）の略。

17 蔵書目録検索サービス（OPAC）

Online Public Access Catalog の略。県立図書館をはじめ、様々な図書館が自らの蔵書を公共利用に供するために、インターネット上で公開している蔵書目録。

それまで紙のカードであった目録を電子データ化したもので、インターネットを通じて外部から様々な検索が可能となっている。

18 社会・人文系リサーチ・ライブラリー

県立図書館のキャッチフレーズ。

社会・人文系の資料、神奈川に関する資料、視聴覚資料などを収集・提供し、高度な学習ニーズに対応できる課題解決型の図書館を目指してつけられた。

19 解題目録

図書や資料の解題（かいだい）を一覧できるようにまとめたもの。

解題とは、書物や作品の著者、成立事情、内容、体裁、出版年月、意義、他に及ぼした影響などを説明したもの。

解題目録があると、膨大なコレクションにどのようなものが含まれているか、すぐに把握できる。

20 非来館型サービス

図書館に来館しなくても受けることのできる図書館サービス。

インターネットでの蔵書検索や電話でのレファレンス・サービス、郵送での図書の貸出などがある。

21 ブラウジング

書架の間を自由に行き来する過程で、図書の背表紙を気の向くままに眺め読みしたり、特定の目的を持たずに新聞や雑誌を手にとって中身を拾い読み等する行為。目的を持った情報検索とは違った方向から、関心事に該当する情報を偶発的に得ることもできる。

22 集密書架

図書や資料を保管するための書架の一種。

書庫の収蔵能力を高めるために、書架をレール上で可動させることで通路スペースを縮小させることにより、固定式の書架に比べて大幅にスペースを節約できる。

23 P F I 方式

民間資金を活用した整備手法のひとつ。Private Finance Initiative の略。公共サービスの提供を民間主導で行うことで、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図る方式。イギリスで開発され、平成4年から導入されている手法で、日本では平成11年にPFI法(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律)が施行された。

参 考 資 料

- 1 「神奈川県立図書館新棟整備予備調査委託」調査結果報告書の概要
- 2 川崎図書館の現状と課題
- 3 法律・告示

「神奈川県立図書館新棟整備予備調査委託」調査結果報告書の概要

- 1 「神奈川県立図書館新棟整備予備調査業務委託」について
県立図書館の再整備に向け、前提条件の整理や整備手法等について、平成27年度に「神奈川県立図書館新棟整備予備調査業務委託（以下「予備調査」という。）」を実施した。
 - (1) 予備調査の位置付け
予備調査は、再整備に向けた検討に当たって、参考データの収集を目的として実施した。
 - (2) 予備調査の与件
 - ア 新棟整備
県立図書館の本館及び新館は老朽化が進んでいることや、収蔵スペースに余裕がないこと等の課題がある。このため、既存施設の改修等を視野に入れ、県立図書館の各棟が持つ閲覧・貸出・レファレンス等の機能の一部を配置換えするとともに、収蔵機能を強化することを目的として、現収蔵庫を解体し、図書館新棟を整備することを想定した。
 - イ 運営
レファレンス等の運営の主要業務については、専門的な知識と経験を兼ね備えた職員が対応する必要性が高いことから、県直営で行うことを想定した。
 - (3) 予備調査結果の概要
 - ア 新棟整備に係る敷地条件
 - ・所在地 横浜市西区紅葉ヶ丘43番地、44番地
 - ・敷地面積 1,889.38㎡
 - ・建築面積 1,290.00㎡
 - ・延床面積 3,720.00㎡
 - ・構造 地上4階建
 - イ 機能（想定諸室）
 - ・公開書架・図書館資料閲覧機能（開架・閲覧スペース）
 - ・調査研究サポート機能（貸出・レファレンスカウンター）
 - ・展示・フリーゾーン機能（展示スペース）
 - ・集密書庫機能（閉架書庫）
 - ・くつろぎ機能（飲食と閲覧が可能なスペース）
 - ・交流機能（講演会・交流会スペース、グループ討議室等）
 - ・管理事務機能（事務室）
 - ・その他（機械室、階段、エレベーター、トイレ等）

ウ 整備手法

- 財政負担の平準化、経済性及びサービスの向上等の観点から、公設公営方式(従来手法)、公設民営方式、P F I手法等について比較・検討を行った結果、P F I手法が最も優位であるとされた。
- P F I手法における事業方式は、「公共側が施設を所有するため、納税コストの低減が図れるというメリットがある」ことから、B T O方式(注)の評価が最も高く、事業期間は設計・建設期間に15年を加えた期間が望ましいとされた。
- この事業スキームにおいて、財政負担の平準化、経済性、効率性等の観点から総合的に評価した結果、P F I手法を導入する意義は十分にあるとされた。

(注) B T O方式 (Build Transfer Operate)

P F I手法における事業方式の一つ。民間事業者が公共施設等の設計建設(Build)を行い、その施設を行政側に譲渡(Transfer)した後、その施設の運営、維持管理(Operate)を行うもの。

川崎図書館の現状と課題

1 川崎図書館の沿革

昭和33年11月1日	神奈川県立図書館条例により設置（旧条例は廃止）
昭和34年1月12日	一般利用を開始
昭和42年1月16日	書庫を増築（川崎市から無償譲渡）
昭和46年2月	特許庁により公開公報閲覧所に指定
昭和57年12月16日	1階改修工事 障害者施設の整備と現施設内容に閲覧室のレイアウトを変更
平成8年9月	知的所有権センター(※24)支部として認定
平成10年4月16日	「科学と産業の情報ライブラリー」(※25)をキャッチフレーズにリニューアル・オープン
平成16年4月15日	元県立野庭高校の施設を活用して「科学技術系外国語雑誌デポジット・ライブラリー」(※26)を開設
平成17年10月1日	1階を改装し、中小企業支援を目的とした「ビジネス支援室」(※27)を開設
平成18年4月	地下1階に「化学文献室」を開設（（社）日本化学協会より寄贈）

2 川崎図書館にかかるこれまでの経緯

- 川崎市は、川崎図書館が建っている川崎区の富士見公園の整備推進に向けて、平成23年3月に「富士見周辺地区整備実施計画」(※28)を策定し、その中で、川崎図書館があるエリアは市民館、区役所として必要な機能を整理することとされた。
- こうした状況から、県では、平成24年10月にまとめた「緊急財政対策」(※10)において、川崎図書館は「県立図書館等との集約化を含めた検討を行う」としたが、その後の検討を経て、平成26年2月にまとめた「緊急財政対策の取組結果 ロードマップ」では、「機能を特化し、かながわサイエンスパーク(※29)に移転」する方針を示した。
- 現在、この方針に沿って、川崎市と計画の進捗状況等について情報交換を行いつつ、かながわサイエンスパーク(※29)への移転に向けて、引き続き検討を進めている。

3 川崎図書館の取組状況

(数値は平成 27 年度)

項 目		取組状況等
取組み・特色		<ul style="list-style-type: none"> ・技術・工学、自然科学、産業を中心とした資料の収集・提供 ・技術情報や知財情報等により県内の中小企業を支援 ・所蔵する規格資料について「所蔵規格資料類リスト」(※30)を整備 ・公立図書館で唯一の知的所有権センター(※24)支部に認定 ・科学技術系外国語雑誌 1,767 誌を収蔵する「科学技術系外国語雑誌デポジット・ライブラリー」(※26)を運営 ・公立図書館として最大の社史約 18,000 冊を所蔵 ・様々な利用者ニーズに対応できるレファレンスサービス(※12)の実施 ・市町村立図書館の司書の育成・支援
所蔵状況	図書資料	科学と産業の専門的図書が中心 (258,799 冊)
	雑誌新聞 (タイトル数)	技術・工学、自然科学分野について、企業・大学・官公庁等の発行する技報・広報誌・学会誌を中心に 8,676 誌 (うち 2,112 誌を継続収集。購入 512 誌、寄贈 1,600 誌)
	視聴覚資料	経営支援、産業安全・労働衛生に関するビデオ・DVD等、映像資料 1,587 点
広報・普及活動	刊行物	科学 EYES、SiL-科学と産業の情報ライブラリーニュース など
	公開講座等	サイエンスカフェ(※31)、ビジネス支援トークなど科学・技術に関する講座を中心に 74 講座、1,695 人参加
図書館間協力事業		神奈川県資料室研究会(※32)加盟、デポジット・ライブラリー運営

4 施設・収蔵・利用等の現状と課題

(1) 施設の現状と課題

川崎図書館は昭和 33 年の開館後、大規模な改修を行っていないため、施設・設備の老朽化が進み、バリアフリー対策についても十分とは言えないことから、こうした課題に対応する必要がある。

<建物の現状>

(平成 28 年 3 月末現在)

施設名	建築年度	築年数	構造	階数等	延床面積 (㎡)
川崎図書館	S33(1958)	57	RC	地上 4 地下 1	3,550.38
デポジット・ライブラリー	S50(1975)	40	RC	22 教室	1,491.84

* 構造欄の RC とは、鉄筋コンクリート造りを表す。

(2) 収蔵の現状と課題

川崎図書館及び科学技術系外国語雑誌デポジット・ライブラリー(※26)を合わせても、収蔵余力は約2万冊しかない状況であることから、早急な対策が必要である。

<収蔵冊数・収蔵スペースの現状>

(平成28年3月末現在)

施設名	所蔵冊数(万冊)		計	収蔵可能冊数(万冊)	収蔵余力冊数(万冊)
	図書	雑誌等			
川崎図書館	22	20	42	43	1
デポジット・ライブラリー	4	12	16	17	1
合計	26	32	58	60	2

*雑誌等は、所蔵冊数の統計がないため、書架に占める雑誌等の幅を一般的な図書の厚さに置き換えた概数で示している。

*雑誌等には、雑誌及び視聴覚資料(CD、レコード、16ミリフィルム)を含む。

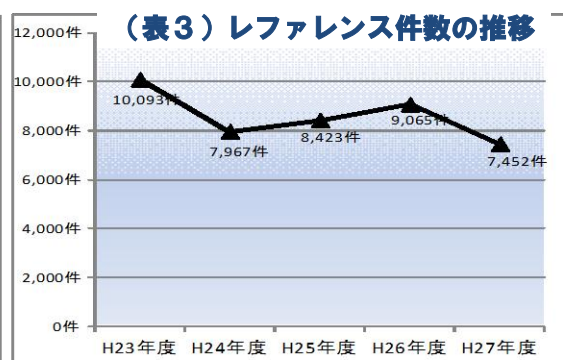
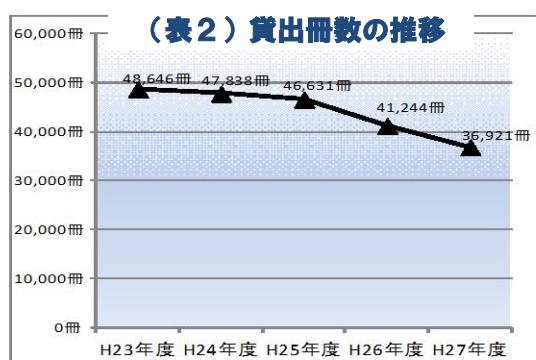
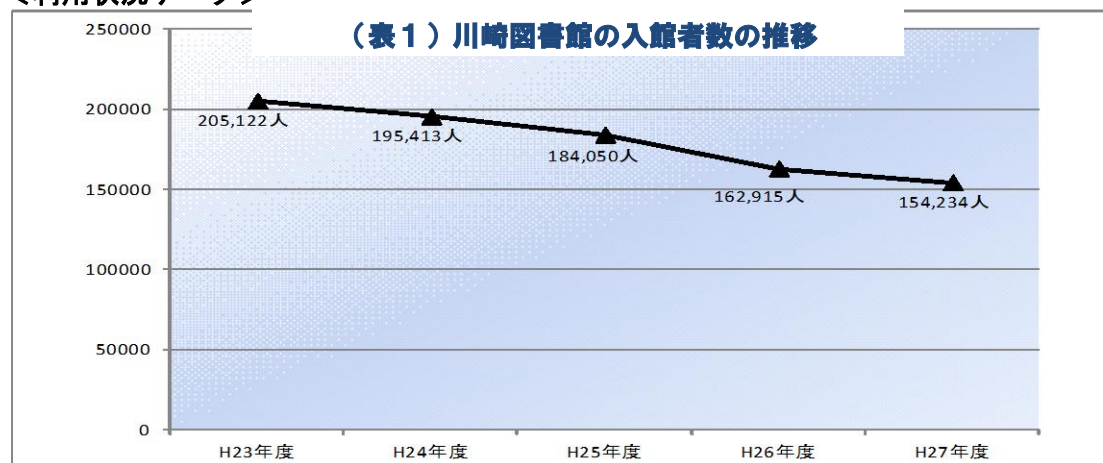
*収蔵可能冊数は、標準書架構成で収蔵できる冊数である。

*収蔵余力冊数は、収蔵可能冊数から現収蔵冊数を除いた冊数である。

(3) 利用の現状と課題

- ・ 過去5ヵ年の利用状況の推移を見ると、入館者数(表1)は、平成23年度から平成27年度までに約25%減少している。これに伴い、来館者に提供するサービスである、貸出冊数(表2)と、レファレンス件数(表3)も減少している。
- ・ 入館者数の減少の要因としては、インターネットの普及等により、来館しての調査研究の機会が減少したことや、川崎図書館に来館しなくても図書を受け取ることができる環境が整ったことが考えられる。
- ・ こうした現状を踏まえ、入館者数の増に向けた対応を図る必要がある。

<利用状況データ>



24 知的所有権センター

神奈川県が川崎図書館等に設置している、知的財産に関する総合的な支援を行う窓口。本部は神奈川県産業技術センター、支部は一般社団法人神奈川県発明協会・川崎図書館・公益財団法人神奈川科学技術アカデミー（KAST）。

知的所有権センター支部・川崎図書館では、技術系の図書・雑誌の閲覧、特許情報検索、JP-NET(商用特許情報データベース)、特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）利用、発明相談などが行える。

25 科学と産業の情報ライブラリー

川崎図書館のキャッチフレーズ。平成 10 年 4 月、自然科学・工学・産業技術系の専門的図書館としてリニューアルした際に名づけられた。

26 科学技術系外国語雑誌デポジット・ライブラリー

デポジット・ライブラリー（deposit library）は、設置主体を異にする複数の図書館が、それぞれで所蔵が困難になった資料を一ヶ所に集め、共同で保存する保存図書館。

科学技術系外国語雑誌デポジット・ライブラリーでは、企業や研究所の資料室等で保存スペースが確保できず、所蔵が困難になった学術雑誌（洋雑誌）のバックナンバーを、川崎図書館の蔵書として受け入れて、保存している。平成 16 年 4 月に旧県立野庭高校の校舎内に広く県民の調査研究に役立てることを目的として開設した。野庭収蔵センターとも呼ばれている。

27 ビジネス支援室

川崎図書館 1 階でビジネス支援を行っている閲覧室。

創業、中小ベンチャー企業のものづくりを支援することを目的に平成 17 年 10 月開室。特許等の知的財産に関する文献、J I S 等の規格資料などを閲覧できる。

28 富士見周辺地区整備実施計画

川崎市が、平成 23 年に取りまとめた行政計画のひとつ。川崎図書館が所在する同市富士見周辺地区において、富士見公園・各施設の段階的な整備を推進するため、公園区域全体の整備の進め方、各施設の整備方針、整備手順など今後の整備の進め方を記載したもの。

この計画では、概ね 10 年程度で再編整備を行い、より具体的な事業に取り組むとしている。

29 かながわサイエンスパーク

かながわサイエンスパークは、（株）ケイエスピーがその中心母体となり、新技術を創造する（公財）神奈川科学技術アカデミー（KAST）や大学、ベンチャー支援機関と連携・協調し、研究会、セミナー、企業交流会の開催等ほか、最新のビジネステクノロジー、学術情報の提供を積極的に行うなど、新産業の創出に向けた知と情報の発信拠点となっている。

30 所蔵規格資料類リスト

川崎図書館で所蔵している国内外の規格資料（例えば、J I S 規格や I S O 規格）を検索するためのリスト。

川崎図書館のホームページで公開しており、規格ごとに番号順に掲載しているので、所蔵状況を即座に確認できる。

国立国会図書館ホームページの「調べ案内」において紹介されている。

31 サイエンスカフェ

科学者などの専門家と一般の市民が飲み物を片手に気軽に科学などの話題について語り合うもので、講演会でもシンポジウムでもない、新しく楽しいコミュニケーションの場。

イギリスやフランスで始まり、今や世界中に広まりつつある。川崎図書館では、平成 18 年より開催を重ね、好評を博している。

32 神奈川県資料室研究会

昭和 38 年に発足した地域情報団体。

神奈川県、近隣都県内の企業、大学、公共機関等の資料室、図書館、情報部門によって構成され、月例会や分科会の活動、メーリングリストでの情報交換などを通じ、資料室等の運営向上とスキルアップに努めている。

法律・告示

< 図書館法（抜粋） >

(昭和25年4月30法律第108号)

最終改正：平成23年12月14日法律第122号

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。（図書館奉仕）

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。
- 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。
- 四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。
- 五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。
- 六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。
- 七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- 八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
- 九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(略)

(設置及び運営上望ましい基準)

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(略)

第二章 公立図書館

(設置)

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

(以下略)

＜ 教育基本法（抜粋） ＞

（平成 18 年 12 月 22 日法律第 120 号）

（社会教育）

第十二条

- 2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

＜ 図書館の設置及び運営上の望ましい基準（抜粋） ＞

（平成 24 年 12 月 19 日文部科学省告示第 172 号）

第一 総則

一 趣旨

- 1 この基準は、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第七条の二の規定に基づく図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、図書館の健全な発展に資することを目的とする。
- 2 図書館は、この基準を踏まえ、法第三条に掲げる事項等の図書館サービスの実施に努めなければならない。

二 設置の基本

（略）

- 2 都道府県は、都道府県立図書館の拡充に努め、住民に対して適切な図書館サービスを行うとともに、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等を行うものとする。
- 3 公立図書館（法第二条第二項に規定する公立図書館をいう。以下同じ。）の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。

三 運営の基本

（略）

- 2 市町村立図書館は、知識基盤社会における知識・情報の重要性を踏まえ、資料（電磁的記録を含む。以下同じ。）や情報の提供等の利用者及び住民に対する直接的なサービスの実施や、読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点として、利用者及び住民の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した運営に努めるものとする。
- 3 都道府県立図書館は、前項に規定する事項に努めるほか、住民の需要を広域的かつ総合的に把握して、資料及び情報を体系的に収集、整理、保存及び提供すること等を通じて、市町村立図書館に対する円滑な図書館運営の確保のための援助に努めるとともに、当該都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めるものとする。

（略）

四 連携・協力

- 1 図書館は、高度化・多様化する利用者及び住民の要望に対応するとともに、利用者及び住民の学習活動を支援する機能の充実を図るため、資料や情報の相互利用などの他の施設・団体等との協力を積極的に推進するよう努めるものとする。
- 2 図書館は、前項の活動の実施に当たっては、図書館相互の連携のみならず、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室、学校図書館及び大学図書館等の図書施設、学校、博物館及び公民館等の社会教育施設、関係行政機関並びに民間の調査研究施設及び民間団体等との連携にも努めるものとする。

（略）

第二 公立図書館

一 市町村立図書館

1 管理運営

(一) 基本的運営方針及び事業計画

- 1 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村立図書館は、基本的運営方針並びに前項の指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

(二) 運営の状況に関する点検及び評価等

- 1 市町村立図書館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の図書館サービスその他図書館の運営の状況について、(一)の2の目標及び事業計画の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めなければならない。
- 2 市町村立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館協議会（法第十四条第一項に規定する図書館協議会をいう。以下同じ。）の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、図書館の事業に関して学識経験のある者、図書館の利用者、住民その他の関係者・第三者による評価を行うよう努めるものとする。
- 3 市町村立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 市町村立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）をはじめとした多様な媒体を活用すること等により、積極的に公表するよう努めなければならない。

(三) 広報活動及び情報公開

市町村立図書館は、当該図書館に対する住民の理解と関心を高め、利用者の拡大を図るため、広報紙等の定期的な刊行やインターネット等を活用した情報発信等、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開に努めるものとする。

(四) 開館日時等

市町村立図書館は、利用者及び住民の利用を促進するため、開館日・開館時間の設定に当たっては、地域の実情や利用者及び住民の多様な生活時間等に配慮するものとする。また、移動図書館を運行する場合は、適切な周期による運行等に努めるものとする。

(五) 図書館協議会

- 1 市町村教育委員会は、図書館協議会を設置し、地域の実情を踏まえ、利用者及び住民の要望を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。

- 2 図書館協議会の委員には、法第十六条の規定により条例で定める委員の任命の基準に従いつつ、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。

(六) 施設・設備

- 1 市町村立図書館は、この基準に示す図書館サービスの水準を達成するため、図書館資料の開架・閲覧、保存、視聴覚資料の視聴、情報の検索・レファレンスサービス、集会・展示、事務管理等に必要な施設・設備を確保するよう努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者及び外国人その他特に配慮を必要とする者が図書館施設を円滑に利用できるよう、傾斜路や対面朗読室等の施設の整備、拡大読書器等資料の利用に必要な機器の整備、点字及び外国語による表示の充実等に努めるとともに、児童・青少年の利用を促進するため、専用スペースの確保等に努めるものとする。

2 図書館資料

(一) 図書館資料の収集等

- 1 市町村立図書館は、利用者及び住民の要望、社会の要請並びに地域の実情に十分留意しつつ、図書館資料の収集に関する方針を定め、公表するよう努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、前項の方針を踏まえ、充実した図書館サービスを実施する上で必要となる十分な量の図書館資料を計画的に整備するよう努めるものとする。その際、郷土資料及び地方行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙並びに視聴覚資料等多様な資料の整備にも努めるものとする。また、郷土資料及び地方行政資料の電子化に努めるものとする。

(二) 図書館資料の組織化

市町村立図書館は、利用者の利便性の向上を図るため、図書館資料の分類、配架、目録・索引の整備等による組織化に十分配慮するとともに、書誌データの整備に努めるものとする。

3 図書館サービス

(一) 貸出サービス等

市町村立図書館は、貸出サービスの充実を図るとともに、予約制度や複写サービス等の運用により利用者の多様な資料要求に的確に応えるよう努めるものとする。

(二) 情報サービス

- 1 市町村立図書館は、インターネット等や商用データベース等の活用にも留意しつつ、利用者の求めに応じ、資料の提供・紹介及び情報の提示等を行うレファレンスサービスの充実・高度化に努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、図書館の利用案内、テーマ別の資料案内、資料検索システムの供用等のサービスの充実を努めるものとする。
- 3 市町村立図書館は、利用者がインターネット等の利用により外部の情報にアクセスできる環境の提供、利用者の求めに応じ、求める資料・情報にアクセスできる地域内外の機関等を紹介するレフェラルサービスの実施に努めるものとする。

(三) 地域の課題に対応したサービス

市町村立図書館は、利用者及び住民の生活や仕事に関する課題や地域の課題の解決に向けた活動を支援するため、利用者及び住民の要望並びに地域の実情を踏まえ、次に掲げる事項その他のサービスの実施に努めるものとする。

- ア 就職・転職、起業、職業能力開発、日常の仕事等に関する資料及び情報の整備・提供
- イ 子育て、教育、若者の自立支援、健康・医療、福祉、法律・司法手続等に関する資料及び情報の整備・提供
- ウ 地方公共団体の政策決定、行政事務の執行・改善及びこれらに関する理解に必要な資料及び情報の整備・提供

(四) 利用者に対応したサービス

市町村立図書館は、多様な利用者及び住民の利用を促進するため、関係機関・団体と連携を図りながら、次に掲げる事項その他のサービスの充実に努めるものとする。

- ア (児童・青少年に対するサービス) 児童・青少年用図書の整備・提供、児童・青少年の読書活動を促進するための読み聞かせ等の実施、その保護者等を対象とした講座・展示会の実施、学校等の教育施設等との連携
- イ (高齢者に対するサービス) 大活字本、録音資料等の整備・提供、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施
- ウ (障害者に対するサービス) 点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施
- エ (乳幼児とその保護者に対するサービス) 乳幼児向けの図書及び関連する資料・情報の整備・提供、読み聞かせの支援、講座・展示会の実施、託児サービスの実施
- オ (外国人等に対するサービス) 外国語による利用案内の作成・頒布、外国語資料や各国事情に関する資料の整備・提供
- カ (図書館への来館が困難な者に対するサービス) 宅配サービスの実施

(五) 多様な学習機会の提供

- 1 市町村立図書館は、利用者及び住民の自主的・自発的な学習活動を支援するため、講座、相談会、資料展示会等を主催し、又は関係行政機関、学校、他の社会教育施設、民間の関係団体等と共催して多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動のための施設・設備の供用、資料の提供等を通じ、その活動環境の整備に努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、利用者及び住民の情報活用能力の向上を支援するため、必要な学習機会の提供に努めるものとする。

(六) ボランティア活動等の促進

- 1 市町村立図書館は、図書館におけるボランティア活動が、住民等が学習の成果を活用する場であるとともに、図書館サービスの充実に資するものであることにかんがみ、読み聞かせ、代読サービス等の多様なボランティア活動等の機会や場所を提供するよう努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、前項の活動への参加を希望する者に対し、当該活動の機会や場所に関する情報の提供や当該活動を円滑に行うための研修等を実施するよう努めるものとする。

4 職員

(一) 職員の配置等

- 1 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長として、その職責にかんがみ、図書館サービスその他の図書館の運営及び行政に必要な知識・経験とともに、司書となる資格を有する者を任命することが望ましい。
- 2 市町村教育委員会は、市町村立図書館が専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補を確保するよう、その積極的な採用及び処遇改善に努めるとともに、これら職員の職務の重要性にかんがみ、その資質・能力の向上を図る観点から、第一の四の 2 に規定する関係機関等との計画的な人事交流（複数の市町村又は都道府県の機関等との広域的な人事交流を含む。）に努めるものとする。
- 3 市町村立図書館には、前項の司書及び司書補のほか、必要な数の職員を置くものとする。
- 4 市町村立図書館は、専門的分野に係る図書館サービスの充実を図るため、必要に応じ、外部の専門的知識・技術を有する者の協力を得るよう努めるものとする。

(二) 職員の研修

- 1 市町村立図書館は、司書及び司書補その他の職員の資質・能力の向上を図るため、情報化・国際化の進展等に留意しつつ、これらの職員に対する継続的・計画的な研修の実施等に努めるものとする。
- 2 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長その他の職員の資質・能力の向上を図るため、各種研修機会の拡充に努めるとともに、文部科学大臣及び都道府県教育委員会等が主催する研修その他必要な研修にこれら職員を参加させるよう努めるものとする。

二 都道府県立図書館

1 域内の図書館への支援

- 1 都道府県立図書館は、次に掲げる事項について、当該都道府県内の図書館の求めに応じて、それらの図書館への支援に努めるものとする。
 - ア 資料の紹介、提供に関すること
 - イ 情報サービスに関すること
 - ウ 図書館資料の保存に関すること
 - エ 郷土資料及び地方行政資料の電子化に関すること
 - オ 図書館の職員の研修に関すること
 - カ その他図書館運営に関すること
- 2 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の状況に応じ、それらの図書館との間における情報通信技術を活用した情報の円滑な流通や、それらの図書館への資料の貸出のための円滑な搬送の確保に努めるものとする。
- 3 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の相互協力の促進等に資するため、当該都道府県内の図書館で構成する団体等を活用して、図書館間の連絡調整の推進に努めるものとする。

2 施設・設備

都道府県立図書館は、第二の二の 6 により準用する第二の一の 1 の(六)に定める施設・設備のほか、次に掲げる機能に必要な施設・設備の確保に努めるものとする。

- ア 研修
- イ 調査研究
- ウ 市町村立図書館の求めに応じた資料保存等

3 調査研究

都道府県立図書館は、図書館サービスを効果的・効率的に行うための調査研究に努めるものとする。その際、特に、図書館に対する利用者及び住民の要望、図書館運営にかかわる地域の諸条件、利用者及び住民の利用促進に向けた新たなサービス等に関する調査研究に努めるものとする。

4 図書館資料

都道府県立図書館は、第二の二の 6 により準用する第二の一の 2 に定める事項のほか、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

- ア 市町村立図書館等の要求に十分に答えるための資料の整備
- イ 高度化・多様化する図書館サービスへの要請に対応するための、郷土資料その他の特定分野に関する資料の目録・索引等の整備及び配布

5 職員

- 1 都道府県教育委員会は、都道府県立図書館において第二の二の 6 により準用する第二の一の 4 の(一)に定める職員のほか、第二の二の 1、3 及び 4 に掲げる機能を果たすために必要な職員を確保するよう努めるものとする。
- 2 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の図書館の職員の資質・能力の向上を図るため、それらの職員を対象に、必要な研修を行うよう努めるものとする。

6 準用

第二の一に定める市町村立図書館に係る基準は、都道府県立図書館に準用する。

< 神奈川県立図書館条例 >

(昭和 33 年 10 月 6 日 条例第 32 号)

(図書館の設置)

第一条 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号。以下「法」という。）に基づき、次の県立図書館を設置する。

(以下略)

名称	位置	目的
神奈川県立図書館	横浜市西区紅葉ヶ丘 9 番地の 2	図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資すること。
神奈川県立川崎図書館	川崎市川崎区富士見 2 丁目 1 番 4 号	自然科学及び工業に関する図書並びに一般図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資すること。